

1. 件名

原子燃料工業（株）熊取事業所の加工施設の設計及び工事の計画の変更
について（行政相談）

2. 日時

令和3年9月2日（木） 13時35分～14時05分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、野村主任安全審査官、有田安全審査官、

鈴木安全審査専門職、内海安全審査専門職

原子燃料工業株式会社

熊取事業所 担当部長 他9名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っ
ております。

6. 配布資料

資料1：先行設工認申請書における記載の確認結果と対応について

H-21030

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	では、定刻になりましたので、本日の面談を始めます。
0:00:07	本日の面談は原子燃料工業株式会社から来認可の熊取事業所の設工認の内容について記載内容に不備がありその対応に係る行政相談がある予定です。
0:00:21	それでは、事業者の方から資料に沿って説明をお願いいたします。
0:00:30	原子燃料工業の藤原でございます。それでは資料のですね概要につきまして御説明させていただきます。
0:00:39	まずですね当事業所新規制に関わる設工認におきまして、5回に分割して実施させていただいております。も現在第5次設工認ということですので来4時まで認可をいただいているところでございまして、
0:00:56	このすでに認可していただいたものにつきましてはですね、工事跡検査という段階でございます。その検査の準備作業におきましてですね、社内的な検査要領書を作成しているところでございますが、
0:01:13	そういったところでですね。設工認の
0:01:17	申請社内にですね検査に関わるところに誤記等がございましたので、再度社内でチェックしまして、その他にもございましたので、5000、ご報告させていただいたところでございます。
0:01:36	き裂って御説明しますが、一時から4時に対しまして、確認しましたところですね、
0:01:48	表1に、その結果をまとめさせていただいております。
0:01:53	マーケ
0:01:55	不備につきましてはですね、三次四次の申請についてですねございまして判定基準の適正化とかあと判定き検査方法の誤記材、検査材料の誤記といった
0:02:10	軽微なものでございます。
0:02:12	上が表1Gを簡単に御説明させていただきますと、九つございまして、第三次設工認が5項目大4時設工認が4項目といった内容でございまして、
0:02:29	例えばですね1番目の内容でいきますと、検査法側の検査方法書いておりますが、その検査の方法でですね各ちょっと判定基準を引用する表別表
0:02:46	がですね、不足していたといったもの。
0:02:50	でございます。その他部屋名称が間違っていたとかですね、そういったものになります。
0:02:58	一部後材料の
0:03:01	種類が

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:03	違ったものがございませうが、こういっただものもですね、市からの評価につきましては、正しいものでやっておりますが、表ずどちら感が間違っているといった状態でございます。
0:03:20	適合性の評価をですねそれぞれですね、影響ないといった趣旨で説明をさせていただきますいておりますが、通知等につきましては先ほどお伝えしましたようにですね、計算とか基本方針書ではですね正しい数値でやっているといったところでございます。
0:03:40	それぞれの
0:03:43	内容につきましてはですね、
0:03:48	そのあと前後表という形でまとめている状況でございますので、こちらを見比べていただければと思います。
0:03:57	一応概要は以上でございますが、
0:04:02	よろしいでしょうか。
0:04:08	はい、規制庁の鈴木です。はい、結構です。これではこちらからコメント。
0:04:15	さしあげます。
0:04:24	規制庁小澤です。
0:04:27	幾つか私のほうから確認事項をお伝えしますけれども、今フジワラさんのほうから御説明いただいた
0:04:42	3 ページ目から 5 ページ目にかけてのところのナンバーで記載されている。
0:04:48	4 番だとか 6 番だとか 8 番については、
0:04:52	適合性評価に影響はないというところを三菱の資料を踏まえて同じような作りで、資料を出し直してください。三菱の場合は技術基準に対して、各条文ごとで設計番号ごとに
0:05:10	どこにその評価が使われていて影響がないっていうのがわかるような記載になっています。オープンになってるので、確認していただいて、そのようなつくり込みでお願いしますということと、
0:05:25	あともう一つ私のほうから 7 番目なんですけれども、これって
0:05:35	防火設備としての
0:05:37	■ とか ■ なんですけれども、これは
0:05:44	許可だとか、
0:05:48	設工認上で、その括弧で示されているところが出てくるっていうところがここ以外にあるんですかね。
0:06:01	記載として、
0:06:06	原子燃料工業藁谷でございます。出てくるところはですねいわゆる縦 5 表と言われるページに出てきてございます。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:15	それ以外のところではですね特には出てきてございません。
0:06:20	以上でございます。規制庁ダンス縦の表と言われているのがまさにここで言われている。
0:06:29	本図だとかで間の通りこの部分ですか、変更すると言われている当該箇所のみっていう理解でよろしいんですか。
0:06:41	原子燃料工業藁谷でございます。ご指摘の通りでございます。
0:06:50	はい、承知しました。
0:06:53	じゃあ、
0:07:00	私の方から以上ですので前半部分のコメントについては三菱の資料を確認して合わせるようにしてな形にしてください。全部じゃなくて結構ですので、頭部名番号言ったところですね4番6番8番についてはそうしてくださいっていう。
0:07:20	こんなええと。
0:07:23	お伝えコメントです。よろしくお願いいたします。
0:07:28	原子燃料工業藁谷でございます承知いたしました。
0:07:38	規制庁有田です。
0:07:41	気持ちを都市から1点なんです。
0:07:44	ナンバー9銭方については、これちょっと具体論はホスティングと評価されたときに、せっかくこれ
0:07:53	記載が降雨っていうんですけど、これ内容としては、別途の材料に記載の仕方を
0:08:00	説明モデリングをしているケースB50。
0:08:04	JIS B105 - 1 に合わせる適正場所だけで電話を使っている材料、もともと会議体設変わってないというふうに、よろしいでしょうか。あともう総務、
0:08:17	弁高校記載。
0:08:19	その■■■■■■■■■■みたいなやつはちょっとこちらも調べた試験を
0:08:24	この数字を使ってる材料ってそのもともと使ってくださいというポチがあるように、そこははっきりしないっていうか、
0:08:34	説明を後日します。
0:08:40	原燃工の小野でございます。今回軽微の変更の届け出をさせていただこうとしているところで材料の名称変更しようとしているところはですね、すべて今回新たにしたら、新しく改造で追加するボルト等を対象としてございます。
0:08:59	こちらについては、設計上、現状記載してある材料の許容値に基づいて設計してございましてやっておるんですけども、現在、これから調達して新規にちょっとするものでございますので、時その規定に則ってRIS上はですね、材料という郷土区分

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:18	設計上も強度の方がより重要なものがございますので、その強度区分をしてきた形で申請スーパーかつまた調達するという事で適正化するものがございます。ご指摘の通りですね、この材料区分強度区分で対象となります。材質ですね。
0:09:36	それは当初現状書いてあるですと同じものではございませんで、若干違う剤層材料となりますけれども、設計上の共同Q値の観点からは強度区分から層がより適切ということで、そういう形で申請を軽微変更させていただきたいということでございます。
0:09:54	ですので、御質問に対しましては、減弱書いてある材料と同じ材料ではないというものが含まれるという形になります。以上でございます。
0:10:08	規制庁有田です。説明を理解いたしました。
0:10:15	規制庁野村です。私から3点、
0:10:20	そうします。
0:10:21	有田と同じような質問なんですけど、9番なんですけど、
0:10:27	御社のほうではステンレス鋼製ボルトについては強度区分を示すのが適切として、
0:10:34	ですね、材質名からこの強度区分に変えてあるとあるんですが、ほかのですね、申請書のほかのページにはそうでない場所の表現がですね。
0:10:46	例えば5次申請の55ページ。
0:10:50	なんですけど、この真ん中の表にですね。
0:10:53	ステンレス鋼カッコ鋼材名と書いてあって、*1というのはあれですね、その表の下にはアスタリスク1で材質以上の強度を有する材料となっていて、ここはアンカーボルト等、
0:11:10	でありステンレス鋼なんですけど、強度区分でなく、材質名は書いてある一貫性がないなというところで、
0:11:18	この違いはなんだろうかとということです。これもし今回答できるなら今お願いします。
0:11:26	はい。
0:11:27	原燃工小野でございます。こちらのほうはですね、5チームも実は余地も同じなんですけれども、今回強度区分の記載に変更しようとしているもの、或いは誤字で現状今申請第2回補正で申請している内容ともので記載しているもので、強度区分で書いてる。
0:11:44	ものはですね、すべて改造で新しく追加するボルトについてそのような記載をさせていただきます。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:50	一方、今ご指摘いただきました通り、強度区分ではない書き方をしているものにつきましては、すべての既存のボルトでございまして、基礎ボルトに関しましては、強度区分までしっかり同定できないものがございまして、材料については同定できる、或いは局部についても、ものによってわかるものもありますけれども、
0:12:09	それらいずれにつきましても、その材料で表されるQ値を使って設計してございまして、その許容値以上であれば、設計上問題ないということで影響力が同定できななものもございまして存在量の記載ということで、共同担保するという形で、
0:12:26	改造するものと既設のもので材料の記載を書き分けているというふうな申請内容となっております。以上です。
0:12:37	規制庁野村ですおっしゃることはわかりました。ただこれ今言ったことはどこかに書面で残してください。
0:12:49	原燃工小野でございます。承知いたしました。
0:12:51	規制庁野村です。2点目なんですけどこれも同じようなものなんですけど、ステンレス鋼製ボルトの材料は強度区分でありますのが適切と、御社してるんですが、材質のままそのステンレスそのままであると。
0:13:07	これがちょっと適切かどうかって話はちょっと別なんですけど、例えば、今回の資料の28ページ。
0:13:15	ですね、にですね。
0:13:18	のですね上の表にですね、ストップ位置の取付ボルトステンレス鋼たんですがここは、
0:13:26	っていうのはいいですね、同じようなのがあと2ヶ所あります。これここは強度区分にしてないのはなんででしょうか。
0:13:38	原燃工小野でございます。こちらについても先ほどの回答と同様でございまして材質名を機に変更してない方につきましては、既設のものでございまして、強度区分までは同定できておりませんけれども材料については同定できているということで、材料名という記載のままにしているというものでございます。
0:13:58	規制庁野村です。そうですか了解しました。
0:14:04	私これ見てて思ったんですけど。ただアンカーボルトのステンレスこのボルトは、材質名なのかなあと思ってたんですね。取付ボルトは強度区分がわかるから強度で書いてんのかなと。
0:14:20	思ったんですけどこの28ページのところは取付ボルトにもかかわらず出し進めになっているというのでそのアンカーボルトか取付ボルトかっていう違いかなと思ったんですが、そうではないんですかね。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:35	原燃工小野でございます。そうではございませんで、取付ボルトであろうとアンカーボルトであろうと、既設か改造かというところで違いがあるというものでございます。
0:14:49	規制庁野村です。
0:14:51	そうするとですね例えば先ほど*1で材質以上の強度を有する材料とあってこちらはこちらというか、28ページは材質そのものであるんですけど、ちょっとこの辺の違いは使い分けよくわからないんですけど。
0:15:09	どう考えたらいいいんですかね。
0:15:11	原燃工小野でございます。東大4時のほうの設工認については、既設のものについてアスタリスクをなして取引ボルトについて記載してございまして、こちらについては、この材質のほう事前にこの代替検査で非破壊検査で体制の確認してございますので、そちらのほうを記載してございます。
0:15:31	第5次につきましては、その材質、
0:15:38	確認1050のほうへ予知の方は設備の種類がわりと被覆施設で限られておりまして、すべて同じようなボルトが使われておるんですけども、第5次の方はもうちょっと多様な設備ございまして、すべて
0:15:53	その台数のもろた限らずに、強度区分で定義されてるものもございましたので、第5条のほうでは米印をつけてしぎ設計上使用している宮中代表する材料の強度以上であるというふうな形で書き分けの星でございます。
0:16:10	規制庁野村です。はい、わかりました。3点目はですね今の私の二つの質問が第1次2次申請にはねないかということなんですが、この点は問題ないですよ。
0:16:27	原燃工小野でございます。第一次と第二次申請につきましては、ステンレス鋼製ボルトっていうものが申請対象に含まれてございませんので、影響はないということを確認してございます。
0:16:39	はい。
0:16:40	規制庁野村です了解しました。以上です。
0:17:15	規制庁小澤ですけども、
0:17:18	/ 当社の数字先行事例からいくとですね、既存のものは何を使っているのがわかんないっていう可能性もあるので今
0:17:32	御社が言った通りの記載になってるするっていうことなんですけれども、今後の改造するものについて、何で材料を特定して書かないのかっていうのが甚だ疑問なんですけど、特定できないんですか。
0:17:48	それでもうあれです株数検査部門にこういうふうにしたほうがいいっていうサジェスションがあったんですか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:59	原燃工小野でございます。検査部門の方に特にさせていただいたというわけではございませんで材料については、現像強度区分の書き方をしてございますけれども、特定というのは、今の■■■■という書き方の部分についてという御指摘でしょうか。
0:18:20	■■■■というところ。
0:18:25	こうも含めてですね、通常あれですよ今までであればその材料特定したものを記載するっていうのが今までのやり方だったと思うんですけども、なぜこのように空気を変えられるのかっていうのが理解できてないんですけど。
0:18:42	原燃工小野でございます。こちらのほうの材料の書き方何を目的に書くかというところなんですけども、技術基準への適合性を担保するためという観点で書いてございますので、Vの場合であれば耐震の話と、まあ火災の話が技術基準上該当するところになりますけれども、
0:19:02	火災に関しましては、去年であればいいということなので、金属であることを表現すれば、満足できるということになります。耐震上はあくまで強度が一番重要なパラメーターとなりますので、その強度を担保するような記載をするということで、強度区分で記載するというのが最も適切と、
0:19:21	いうふうに判断してこのような核としてきちっとしてございます。
0:19:26	強度区分で書くのが適切であれば別に直接題材を変えてもらっても構わないんですけど。
0:19:35	先ほど何か御避けている理由ある強度区分書いた上で材料を書いていたいたいても構いません。
0:19:42	そしたらですね材料は、あくまでこの今記載しております実のほうで材料の方が規定されてございまして、そこには材料名というのは特にございまして、そのISOの中でこの成分というふうに規定されてございますので、
0:19:59	もともと記載しているような材料名を書くというような形ではなくて、この強度区分で表すことで、それも財力部材料も含んだ表現をしているというふうに理解してございます。
0:20:12	ずっと今言われた中で、材料共同の中にその腐食だとかそういうことも含まれたところと理解してよろしいですか。
0:20:24	はい。その通りでございます。今回指定しておりますがステンレス鋼製のボルトの中で、ステンレス鋼製といっても、幾つか旺盛ネット系とかいろいろ種類ございますけれども、その中でも耐食性も有するVということで、
0:20:40	この区分強度区分として表される記号で表された来これらされるものを採用するというので記載してございます。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:48	そうするとこの■■■■■というところの記載を言っちゃったな。これがあればそこまで含めていた表記になってるっていうことでよろしいですか。
0:21:02	原燃工小野でございますここがご理解の通りでございます。そうしたら、そういうものが府わかるように、何を対象にしてっていうのがわかるように届け出の中でもきちんと記載してください。
0:21:18	原燃工小野でございます。すいません、ちょっと何を対象にしてというところ。
0:21:23	がちょっと今はだから、どういう材料強度だとか腐食だとかそういう考慮されているものをどういうものを考慮されているっていうのが、この■■■■■って書かれている■■■■■のところ、
0:21:39	読み取れるっていう読み取れる内容を書いてくださいってことです。
0:21:44	原燃工小野でございます承知いたしました。
0:21:53	はい。
0:21:54	私から以上です。
0:22:04	規制庁の鈴木です。
0:22:06	こちらからは以上ですが、原燃工から
0:22:10	何かありますでしょうか。
0:22:15	原子燃料工業藤原でございます。ただいま込まコメント大きく分けて七つほどいただいたと。その中でまた細分化したものがございしますが、まずいただいたものを口頭でも答えさせていただいてますが、まず先ほども
0:22:33	ございましたように紙面といたしますかきちっと整理した上で書かせていただいた上で回答させていただきたいと思えます。
0:22:44	で、あと、ちょっと小澤さんのほうでちょっと御指摘ございまして他社さんを倣った形できちっと評価のほうのですね、記載をとということなのですが、これは
0:22:59	いえ、今、資料を改訂するような形でお出しする再度するというでよろしいでしょうか。
0:23:08	規制庁小澤ですけども、そうですね今一定投稿面談資料に対するコメントについては面談資料を改訂する形で別途だからCA資料を送っていただいてそれは内容確認してほら資料を受け取りだけにするか。
0:23:27	面談にするかわかりませんが、言うコメントが反映されていて、こちらがもうそれで理解ができる状況であれば受け取りだけっていうことになると思えます。
0:23:40	原子燃料工業藤原でございます。承知しました。なるべく早い状態出したいと思えますので、よろしくお願ひします。
0:23:51	規制庁小澤です。出していたいただいた上で、それぞれを正式じゃ等し受領した後にですね、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:03	届け出の方法についてはしかるべきタイミングというかですね、検査の進捗どう等も含めて、当市へ届け出していただければと思いますけれども、今日検査部も参加できてないんですけれども、
0:24:20	検査部門にきちんと説明確認してから申請するようにしてくださいというのは手戻りが他社でもあってありましたので、そういうことがないようにですね、これ検査部門側の問題ですので、
0:24:40	そちらの確認を取ってからということにしてください。
0:24:46	原子燃料工業の藤原ですし、御指摘の点承知いたしました。
0:24:52	ある。
0:24:53	規制庁野村です。追加で1点ちょっと聞きたいんですが、28ページですね。
0:25:00	のですね、真ん中の表ですね表2-2-2、別表2というところのですね。アンカーボルトの変更のところ、
0:25:09	■■■■■
0:25:12	というのがあって、その下に矢印があって■■■■■というのはあるんですけど、これは■■■■■からこの■■■■■に変更したっていう意味でいいですかね。
0:25:25	はい。
0:25:26	原燃工小野でございますので、御理解の通りでございます。
0:25:30	規制庁野村ですね他のですね設定表とか使用表に比べてですね、ここの表現がですね、変更するっていうなんていうんですかね。ここだけ何か異質な表現になってるんですけど、それは何ですかね。他の表は最終的にこうなるっていうのはあるんですが、こうなるっていう
0:25:50	書いてると思うんですけど、ここだけこれからこれに変更するという表現にした。
0:25:55	っていう何か理由があるんですかね。
0:25:59	原燃工小野でございます。ここだけ表現が違うというよりは、既存のものから物を変更するものがここしかないから、この表現というところでございます。他のものについては、新しく追加するとか、そういうものでございますので、追加したものがこれですよという、
0:26:18	最終形の形のみを書いているという形でございます。
0:26:23	規制庁野村です。言いたいことはわかりました。以上です。
0:26:33	規制庁の鈴木です。
0:26:36	こちらからは以上ですが、その他何かありますでしょうか。
0:26:42	原子燃料工業でございます。こちらからも特にございません。
0:26:49	ではこれで本日の面談を終了します。ありがとうございました。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:55	ありがとうございました。
---------	--------------

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。